平成２５年（フ）第２０６号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地12―1102
債務者　會田　亜美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１１号
川崎市中原区下小田中３丁目10番８―304号
債務者　宮原新太郎
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２１２号
川崎市中原区下小田中３丁目10番８―304号
債務者　宮原　惠都
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２４号
川崎市宮前区野川3051番地97　シティハイムＮＯＧＡＷＡ203
債務者　瀧口　由美
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２６９号
川崎市幸区南加瀬４丁目20番21号
債務者　秋山　幸也
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９５号
川崎市多摩区東三田３丁目10番２―108号
債務者　石村　芳子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２９８号
川崎市中原区新城４丁目１番14号　榊原ビル202
債務者　津田　正志
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０５号
川崎市幸区小倉３丁目６番59号　ユナイト小倉マリナ・デル・レイ105
債務者　金光健一郎
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３０６号
川崎市宮前区宮前平１丁目６番地14　ハーバー宮前
債務者　杉山　耕介
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１１号
川崎市中原区木月３丁目30番10号　アーバン森205
債務者　渡辺　雅友
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３１７号
川崎市多摩区登戸570番地　ドーミー登戸２―212、前住所横浜市旭区鶴ケ峰本町２丁目24番４号　峯宇良男方
債務者　江藤　直樹
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３２０号
川崎市中原区木月大町８番10―102号、前住所広島市安佐南区上安２丁目４番14号
債務者　蟇田　明広
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第３３１号
川崎市中原区新城５丁目８番20号　ハイツＩ301
債務者　松下　倫子
1　決定年月日時　平成25年７月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月17日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第１２３号
愛知県蒲郡市三谷町東５丁目173番地　ハイツ東101
債務者　阿部麻利子
1　決定年月日時　平成25年７月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月９日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部